



藤沢記者クラブ各位

## 子育て世帯臨時特別給付金について残る5万円も現金支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金について、児童一人あたり10万円相当のうち、先行給付金5万円は12月23日に振り込む手続きをしております。国から全額現金給付を可能とすることが示されたことから、残る5万円についても現金支給します。

### 1 支給対象者及び支給日

#### (1) プッシュ型支給対象世帯（申請不要）

0～15歳の子どもがいる児童手当受給世帯（特例給付を除く）

対象者：約47,700人

支給金額：児童一人当たり一律5万円

支給日：2021年12月28日（予定）

※先行給付金の5万円は、2021年12月23日（予定）

#### (2) 申請支給対象世帯

16～18歳の子どもがいる世帯及び

0～18歳の子どもがいる公務員の世帯

（児童手当の所得制限限度額以上を除く）

対象者：約13,800人

支給金額：児童一人当たり一律10万円（先行給付金とあわせて一括支給）

支給日：申請書收受後一定期間分を取りまとめ速やかに支給

※申請の受付は令和4年1月以降を予定しています。

以上